

その他	決定年月日	令和２年８月３日	担当部	知財高裁第４部
	事件番号	令和２年（ラ）第１０００４号		

○ 弁護士職務基本規程５７条に違反して訴訟代理人となった弁護士の訴訟行為について、相手方である当事者が、上記訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立権の有無

○ 共同事務所の他の所属弁護士が弁護士法２５条１号及び弁護士職務基本規程２７条１号により職務を行うことができない事件について、共同事務所の所属弁護士が、弁護士職務基本規程５７条によりその事件について訴訟行為を行うことができないとされた事例

（事件類型） その他 （結論） 原決定取消し

（関連条文） 弁護士法２５条１号， 弁護士職務基本規程２７条１号， ５７条

決 定 要 旨

- 基本事件は、「発明の名称」を「ＨＩＶインテグラーゼ阻害活性を有する多環性カルバモイルピリドン誘導体」とする特許第４２９５３５３号（以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である抗告人らが、相手方による製品（以下「被告製品」という。）及び被告製品に含有されている物質（以下「被告成分」という。）の生産，譲渡，輸入又は譲渡の申出が本件特許権の侵害に該当する旨主張して、相手方に対し、本件特許権侵害の不法行為による損害賠償請求権に基づき、１０億円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

本件は、抗告人らが、基本事件における相手方の訴訟代理人である弁護士Ａ及び弁護士Ｂ（以下Ａ弁護士と併せて「Ａ弁護士ら」という。）が所属するＥ事務所（以下「本件事務所」という。）の所属弁護士であった弁護士Ｃは、本件事務所に所属する前に抗告人塩野義製薬株式会社（以下「抗告人塩野義」という。）の社内弁護士として基本事件の訴訟に係る業務を担当し、これに深く関与していたから、基本事件は、Ｃ弁護士との関係では、弁護士法２５条１号及び弁護士職務基本規程（平成１６年日本弁護士連合会会規第７０号。以下「本件基本規程」という。）２７条１号の「相手方の協議を受けて賛助した事件」又は弁護士法２５条２号及び本件基本規程２７条２号の「相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの」に当たり、Ａ弁護士らとの関係では、本件基本規程５７条本文の「他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）が２７条の規定により職務を行い得ない事件」に当たるから、Ａ弁護士らが基本事件において相手方の訴訟代理人として訴訟行為をすることは本件基本規程５７条に違反すると主張して、Ａ弁護士らの各訴訟行為の排除を求める申立て（以下「本件申立て」という。）をした事案である。

- 原審は、弁護士法２５条１号に違反する訴訟行為につき、相手方である当事者が裁判所に対して同号に違反することを理由として訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立

権を有することからすれば、本件基本規程 5 7 条違反の訴訟行為についても、相手方である当事者が裁判所に対して同条に違反することを理由として訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立権を有すると解するのが相当であり、基本事件は A 弁護士らとの関係で同条本文の定める事件に該当するが、A 弁護士らには同条ただし書の「職務の公正を保ち得る事由」があるから、A 弁護士らの訴訟行為は同条に違反しない旨判断し、抗告人らの本件申立てを却下した。

抗告人らは、原決定を不服として即時抗告をした。

3 本件の争点は、①本件基本規程 5 7 条違反を理由とする訴訟行為の排除の裁判の申立権の有無、②A 弁護士らの訴訟行為の本件基本規程 5 7 条違反の有無の 2 点である。

(1) 本件基本規程 5 7 条違反を理由とする訴訟行為の排除の裁判の申立権の有無

弁護士法 2 5 条 1 号は、先に弁護士を信頼して協議又は依頼をした当事者の利益を保護するとともに、弁護士の職務執行の公正を確保し、弁護士の品位を保持することを目的とするものであり、当事者の利益の保護をも目的としていることからすると、相手方である当事者は、裁判所に対し、同号に違反する訴訟行為であることを理由として、その訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立権を有するものと解される（最高裁昭和 3 5 年（才）第 9 2 4 号同 3 8 年 1 0 月 3 0 日大法院判決・民集 1 7 卷 9 号 1 2 6 6 頁，最高裁平成 2 9 年（許）第 6 号同年 1 0 月 5 日第一小法院決定・民集 7 1 卷 8 号 1 4 4 1 頁参照）。

本件基本規程 5 7 条が、本件基本規程 2 7 条 1 号との関係において、他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）が同号により職務を行い得ない事件について、所属弁護士が、「職務の公正を保ち得る事由」があるときを除き、その職務を行うことを禁止しているのは、所属弁護士がその事件について職務を行うことは、依頼者に所属弁護士の職務の公正に対する疑念と不安を生じさせるものであり、他方で、先に他の所属弁護士又は共同事務所を離脱した他の所属弁護士を信頼して協議又は依頼をした当事者においても、所属弁護士の職務の公正に対する疑念を生じさせるものであることから、依頼者の信頼を確保し、依頼者及び上記当事者の利益を保護するとともに、弁護士の職務執行の公正を確保し、弁護士の品位を保持することを目的とするものであると解される。このような本件基本規程 5 7 条の規定の趣旨は、先に弁護士を信頼して協議又は依頼をした当事者の利益を保護するとともに、弁護士の職務執行の公正を確保し、弁護士の品位を保持することを目的とする点において、弁護士法 2 5 条 1 号及び本件基本規程 2 7 条 1 号の規定の趣旨と共通するものである。

したがって、弁護士法 2 5 条 1 号の規定の趣旨に鑑み、相手方である当事者は、裁判所に対し、他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）が本件基本規程 2 7 条 1 号により職務を行い得ない事件に該当するため本件基本規程 5 7 条に違反する訴訟行為であることを理由として、その訴訟行為を排除する旨の裁判を求める申立権を有するものと解するのが相当である。

(2) A弁護士らの訴訟行為の本件基本規程57条違反の有無について

ア 基本事件は、本件事務所の所属弁護士のA弁護士らにとって、所属弁護士であったC弁護士が本件基本規程27条1号により職務を行い得ない事件であるといえるから、本件基本規程57条本文に定める「他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）が本件基本規程27条1号の規定により職務を行い得ない事件」に該当するものと認められる。

イ 本件基本規程57条の規定の趣旨に照らすと、同条ただし書の「職務の公正を保ち得る事由」とは、所属弁護士が、他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）が本件基本規程27条1号により職務を行い得ない事件について職務を行ったとしても、客観的及び実質的にみて、依頼者の信頼が損なわれるおそれがなく、かつ、先に他の所属弁護士（所属弁護士であった場合を含む。）を信頼して協議又は依頼をした当事者にとって所属弁護士の職務の公正らしさが保持されているものと認められる事由をいうものと解するのが相当である。

しかるところ、①基本事件は、医薬品に関する本件特許権に基づく特許侵害訴訟であり、抗告人ら又はその関連会社は、米国及びカナダにおいて本件特許権に対応する外国の特許権に基づく特許侵害訴訟を相手方の親会社に対して提起し、これらの訴訟が基本事件と並行して審理されていることからすると、基本事件は、抗告人らと相手方との間の利害の対立が大きい事件であると認められること、②基本事件において、現時点では、相手方から訴状記載の請求原因に対する認否及び反論が提出されていないが、訴状の記載内容から、基本事件の審理では、被告製品及び被告成分が本件発明の構成要件を充足するかどうか、均等論の各要件を満たすかどうかなどが主要な争点となることが予想され、更には、相手方が本件特許に関する無効の抗弁を提出し、それが争点となり得ることも予想されるところ、C弁護士は、本件事務所に入所する前に、抗告人塩野義において、知的財産部情報戦略グループのサブグループ長として、基本事件の訴訟提起のための準備に中心的に関与するとともに、本件特許権に対応する外国の特許権侵害を理由とする相手方の親会社に対する米国及びカナダの特許侵害訴訟に係るディスカバリー手続への対応、請求項の解釈、訴訟戦略の検討等について深く関与していたことからすると、本件特許に係る薬剤の開発及び特許出願の経緯、上記開発過程における薬理試験の結果、薬理試験に供された候補化合物、インテグラーゼ阻害作用を奏する化学構造等に関する様々な情報を知り得る立場にあったものと推認され、これらの情報は、基本事件の訴訟追行において重要な意味を有するものと解されること、③相手方は、基本事件の訴訟が提起された当初の段階では、本件事務所とは異なる法律事務所に所属するD弁護士らに基本事件の訴訟追行を委任し、令和元年12月23日の基本事件の第1回口頭弁論期日にはD弁護士が相手方の訴訟代理人として原審裁判所に出頭したが、C弁護士が令和2年1月1日に本件事務所に入所した後、同月16日、A弁護士ら

に基本事件の訴訟追行を委任する旨の訴訟委任状を原審裁判所に提出し、一方で、D弁護士らは同月18日に相手方の訴訟代理人を辞任する旨の辞任届を原審裁判所に提出したことに照らすと、C弁護士が本件事務所に入所した時期と近接する時期に、基本事件の被告である相手方の訴訟代理人が、本件事務所とは異なる法律事務所に所属するD弁護士らから本件事務所に所属するA弁護士らに切り替わったものといえること、以上の①ないし③の事情は、抗告人らにとって、A弁護士らが基本事件の相手方の訴訟代理人として職務を行うことについて、その職務の公正らしさに対する強い疑念を生じさせるものであるものと認められる。

他方で、A弁護士が講じた情報遮断措置は、抗告人らにおけるA弁護士らが基本事件の相手方の訴訟代理人として職務を行うことについての職務の公正らしさに対する疑念を払拭させるものであるということとはできないこと、C弁護士が本件事務所に在籍した期間は令和2年1月1日から同年2月10日までの1か月余りであるが、A弁護士が講じた本件事務所内の情報遮断措置は、C弁護士とA弁護士らを含む本件事務所の他の弁護士及び弁理士らとの間における口頭による基本事件に関する情報の伝達、交換、共有等を遮断するには一定の限界があり、基本事件に関する情報遮断措置として十分なものであったものといえないことに照らすと、C弁護士が本件事務所に在籍した期間が1か月余りの短期間であったことを考慮してもなお、客観的及び実質的にみて、C弁護士の在籍中に、C弁護士とA弁護士らとの間で基本事件に関する情報の伝達、交換、共有等が行われたのではないかと抗告人らの疑念は解消されるものではないこと、その他、相手方主張に係る事情は、本件事務所に所属するA弁護士らが、本件事務所の所属弁護士であったC弁護士が本件基本規程27条1号により職務を行い得ない事件である基本事件について、相手方の訴訟代理人として職務を行ったとしても、客観的及び実質的にみて、先にC弁護士を信頼して協議し、賛助を受けた抗告人塩野義にとって、A弁護士らの職務の公正らしさが保持されているものと認められる事由に当たるものといえることとはできないから、A弁護士らに本件基本規程57条ただし書の「職務の公正を保ち得る事由」があるものと認めることはできない。

- 4 以上によれば、A弁護士らが基本事件の相手方の訴訟代理人として訴訟行為を行うことは、基本事件が本件事務所に所属していたC弁護士が本件基本規程27条1号により職務を行い得ない事件に該当するため本件基本規程57条に違反するというべきであるから、抗告人らは、弁護士法25条1項の趣旨に鑑み、A弁護士らの訴訟行為を排除する旨の裁判を求めることができるものと認められる。